

浜通り看護職員確保支援事業補助金の算定について

★医療機関1箇所当たりの補助金の合計額上限は(8事業の額を合計して)、病院:600万円、診療所:250万円です。

(注1)既に同一目的で同一対象に補助・助成されている場合は重複となるので対象に含めません(併給禁止)。

(注2)旅費等の支払いと支払証明書・領収書がない場合などは、当該経費の支払日、内容及び支出したことを証明する旨を記し、代表者様の証明印を捺印した書類(様式は任意)を提出してください。

事業 ★各事業の上限額	対象経費	内訳	内容	添付書類	備考
1 看護職員研修等支援事業 ★年30万円／名	看護職員が研修等を受講するために必要な経費及び看護教育担当者(看護職)を育成するために必要な経費(受講費、旅費、謝金等)	①受講料 ②旅費 ③謝金 ④需用費 ⑤通信運搬費 ⑥使用料及び賃借料	職員が外部研修に参加した場合の受講料 院内研修の外部講師等に対する旅費、職員の外部研修の参加に要する旅費 院内研修の外部講師等に対する謝金 研修に必要な消耗品費、印刷製本費等 研修に必要な郵送料、宅配便料金等 研修用機材等のリース料や外部会議室を使用する場合などの賃借に係る経費	(1)内容(日時・場所・受講料等)を確認できる書類 ①開催案内パンフレット②参加申込書③受講決定通知書④院内研修計画等 のいずれか (2)病院・診療所からの支払いを確認できる書類 ①支払伝票②振込依頼書③領収書等 のいずれか ※ 職員への支払いについては、職員が受講料等を支払ったことが確認できる書類も添付してください。	看護職員とは保健師、助産師、看護師、准看護師を指す。(以下同じ。) 対象者は、医療機関と雇用関係を有している看護職員。 院内研修に係る経費は参加職員数で除して各参加看護職員分に計上すること。 <u>「福島県新人看護職員研修事業」との重複補助は認めない。</u> <u>看護協会が実施する研修等は本メニューに計上すること。</u>
2 看護師等養成所進学支援事業 ★年50万円／名	看護職員が看護師等免許を取得するために必要な経費	①入学金 ②授業料 ③教材費 ④実習費 ⑤施設設備費(施設維持費等) ⑥受験料	看護師等養成所に入学に要する経費 授業を受けるために必要な経費 教材購入に係る経費 看護実習に係る経費 施設設備の整備、維持を目的として支払う経費 看護師等養成所の受験に要する経費(模試等は対象外)	(1)進学内容(金額・期間・在籍等)を確認できる書類 ○学校案内(金額・期間が示されたもの)及び ①合格証②在学証明書等 のいずれか (2)職員への病院・診療所の支出額を確認できる書類 ①支払伝票②振込依頼書③領収書等 のいずれか (3)職員が授業料等を支払ったことが確認できる書類	対象者は、医療機関と雇用関係を有している職員(看護職員以外も対象)。 看護教員になるための条件を満たすため大学又は大学院に進学している場合も対象とする。 <u>貸与の性質を有する奨学金、修学金等は対象外。</u>
3 勤務環境改善コンサルタント支援事業 ★5万円／回	看護職員の勤務環境を整備するため必要な経費	①受講料 ②旅費 ③謝金 ④需用費 ⑤通信運搬費 ⑥使用料及び賃借料	職員が外部研修に参加した場合の受講料 院内研修の外部講師等に対する旅費、職員の外部研修の参加に要する旅費 院内研修の外部講師等に対する謝金 研修に必要な消耗品費、印刷製本費等 研修に必要な郵送料、宅配便料金等 研修用機材等のリース料や外部会議室を使用する場合などの賃借に係る経費	1, 2と同じ	看護職員が対象。 (ただし、看護職員の勤務環境改善につながる場合は、看護職員以外でも対象。)

4	住宅確保支援事業 ★年75万円／名	看護職員等の住宅を借り上げるために必要な経費	①礼金	契約締結の謝礼として支払う経費。敷金や保証金は対象外(返還が想定されるため)	(1)病院・診療所が借り上げていることを確認できる書類 ①契約書(金額・条件が明示された部分)等 (2)病院・診療所から家主等への支出額を確認できる書類 ①支払伝票②振込依頼書③領収書等 のいずれか	看護職員に加えて医師、薬剤師等の医療従事者も対象。 医療機関が借り上げた住宅が対象。(対象者が直接契約して居住する場合の住宅手当等は対象外。)
			②契約手数料(仲介手数料)	宅地建物取引業者に対し、契約成立の報酬として支払う経費		
			③家賃	賃貸住宅等の使用に対して支払う経費		
			④共益費(管理費)	共用部分の維持管理のために支払う経費		
5	看護職員子育て応援事業 ★年28.8万円／名	看護職員等の子育て支援に必要な経費	①保育料	医療機関が契約先の保育所・託児所等に支払う経費	(1)保育料や手当額が確認できる書類 ①保育所(金額・時間等)案内②給与規程(抜粋)等 (2)病院・診療所から契約先又は職員への支払いが確認できる書類 ①賃金台帳②領収書等 のいずれか	看護職員に加えて医師、薬剤師等の医療従事者も対象。 (ただし、事務職員は含まない。) 「福島県病院内保育所運営費補助金」「事業所内保育施設設置・運営費等支援助成金」との重複補助は認めない。
			②手当	子育てに係る経済的負担軽減のため、職員に支給する経費		
6	看護職員確保支援事業 ★40万円／件	就職斡旋コンサルタント等を利用するためには必要な経費	①紹介手数料(登録料)	就職斡旋コンサルタント、有料職業紹介事業者等に支払う求人受付手数料や紹介手数料等	(1)事業者等を利用していることが確認できる書類 ①契約書(金額・条件が明示された部分)等 (2)病院・診療所から事業者への支払いが確認できる書類 ①支払伝票②振込依頼書③領収書等 のいずれか	看護職員が対象。 雇用した職員が早期離職して手数料の割引や返還があった場合、割引や返還された額については対象外。 単に、新聞や求人誌、広告等に求人情報を掲載する場合の経費は対象外。
7	就職相談会等支援事業 ★30万円／回	就職相談会やフェア等に参加するためには必要な経費	①出展料(参加料)	就職相談会等への参加ブース設置費用等	(1)相談会等の開催と内容・出展料が確認できる書類 ①開催案内②パンフレット③チラシ等 のいずれか 及び○出展料一覧等 (2)病院・診療所から事業者等への支出額が確認できる書類 ①支払伝票②振込依頼書③領収書等 のいずれか	看護職員確保のための就職相談会等が対象。
			②旅費	就職相談会等に参加に要する旅費		
			③需用費	就職相談会等の参加に必要な消耗品費、印刷製本費等		
			④通信運搬費	就職相談会等の参加に必要な郵送料、宅配便料金等		

※その他必要な経費として知事が適当と認める経費については、対象となる場合がある。